

環境・まちづくり

住宅用太陽エネルギー利用機器設置費補助

個人住宅に太陽エネルギー利用機器を設置する方に経費の一部を補助します。

対象 ①申込期間中に太陽電池モジュール認証機関からの認証を受けている機器を設置した方(太陽光発電システムのみ)
②申込期間中に財団法人ベータリビングの優良住宅部品(BL部品)の認定を受けている太陽熱利用機器を設置した方(太陽熱利用機器のみ)③自ら居住する住宅に助成対象設備を新規に設置した方(併用、共同住宅は不可)④町内に住所を有し、そこに居住している個人⑤町税を滞納していない方

補助額 ①自然循環式太陽熱温水器:1㎡当たり6千円で最大3㎡まで②強制循環式ソーラーシステム:1㎡当たり1万円まで最大6㎡まで③太陽光発電システム:1KW当たり2万5千円上限は4KWまで
予定基数 予算522万円の範囲内
申込 4月1日(水)~12月28日(月)

※募集多数の場合は、抽選となります。
問 生活安全安心課 環境係 内線 335

町内環境美化一斉清掃を実施します

期日 5月31日(日)※小雨決行。ただし、延期の場合は6月7日(日) ※実施内容

は、広報日の出5月号でお知らせします。

みんなで力を合わせ、

「ごみのない」「きれいなまち」「ごしまじょうじ！」

問 生活安全安心課 環境係 内線 335

浄化槽清掃業者の変更

平成27年3月まで浄化槽の清掃業務を2社体制で行っていましたが、株式会社多摩フレックスの業務縮小に伴い、平成27年4月より株式会社スイーピングサービスの1社となります。浄化槽の清掃を希望される方は、株式会社スイーピングサービスへご依頼ください。

問 生活安全安心課 環境係 内線 335
☎042(597)6112

日の出町内の全小中学校 空間放射線量測定結果

日の出町は、放射線の影響を受けやすい子どもたちが通う、町内の全小・中学校の空間放射線量の継続的な測定を行っています。

3月11日(水)~18日(水)に校庭で測定した結果、全ての地点で基準値以下でした。なお、測定した数値は学校教育課に備えるとともに、町のホームページで公開しています。

問 総務課 広聴広報係 内線 306

循環組合の焼却灰の放射性物質測定結果

東京たま広域資源循環組合は、日の出町内のエコセメント化施設へ搬入する焼却灰(主灰・飛灰・飛灰固化物)の放射性物質濃度、二ツ塚処分場およびエコセメント化施設周辺の空間放射線量の測定を行っています。

平成27年2月調査(調査日2日~25日)の結果は、全ての調査で基準値以下でした。なお、測定した数値は、企画財政課でご覧いただけます。

問 企画財政課 企画係 内線 311

「掃除」の暮らしの「ツ」

毎日の掃除、電気量(料)を節約する方法はないかしら?今回は「掃除」の暮らしのコツをご紹介します。

日増しに暖かくなってきました。春の晴れた日は、お掃除でお部屋も気分もすっきりしましょう。

省エネ効果をアップするには

- 部屋を片付けてから掃除機をかける
- なるべくモップや雑巾を使う
- フローリングや畳は「弱」、じゅうたんは「強」にする

●掃除機内のごみはこまめに捨てる。掃除機内にごみが溜まると、吸引力が弱まり、掃除にかかる時間も延びて、電気を

余計に使ってしまいます。紙パックの交換などをこまめに行ないましょう。

環境にやさしい日の出町を作るため、皆さまのご協力をお願いします。

問 生活安全安心課 環境係 内線 334

リサイクル情報交換コーナー

ゆずります

①学習机・椅子(ライト・本棚付)
■利用したい方は、環境係へご連絡ください。掲載品は、持ち主と直接交渉頂きます。品物のやり取りなどに関し町は一切責任を負いません。

問 生活安全安心課 環境係 内線 334

減らそうごみ!
生かそう資源!

税金

固定資産情報の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者の方が自己所有の土地・家屋の評価額確認のため、周辺の土地・家屋(所有者名、税額など除く)の縦覧ができます。

期間 4月1日(水)~6月1日(月)

※土日・祝日を除く

時間 午前8時30分~午後5時
場所 税務課
対象 納税者本人(共有者含)、その他



当該納税者の代理人(委任状持参者)など
固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己資産の記載部分のみ閲覧ができます。また、借地、借家人の方はその借地、借家部分のみ(税額など除く)閲覧できます。

期間 4月1日(水)〜平成28年3月31日(木)
 土日・祝日・年末年始を除く

時間 午前8時30分〜午後5時

場所 税務課

対象 納税義務者本人(共有者含)、借家人、借家人、その他当該納税義務者の代理人(委任状持参者)など

持ち物 本人確認のため納税通知書や課税明細書、運転免許証などの身分証明書。代理人の方は、委任状(法人の場合社員証)、借地、借家人の方は賃貸借契約書、地代、家賃の領収書など。

固定資産課税明細書・納税通知書の送付
 平成27年度課税明細書、納税通知書は一つにまとめて5月上旬に郵送しますので、課税内容をご確認ください。

なお、納付の際には納期などの確認をお願いいたします。

取り壊し家屋の届け出

登記されている家屋で、全部または一部を取り壊された方は、法務局(登記所)へ滅失登記をしてください。また未登記の家屋は、税務課までご連絡ください。

問 税務課 固定資産係

内線 265

保険・年金

がん医療費の助成申請有効期間

平成27年4月1日より、日の出町がん医療費の助成に関する条例施行規則が一部改正されます。この改正で、がん医療費助成の申請有効期間が設けられ、診療を受けた月から5年間となります。

例えば、平成22年12月診療分の領収書は平成27年11月末日で時効となります。既にかん医療費助成認定証をお持ちの方で、助成申請をしていない方、また、既にかん治療を行っている方で、認定証の交付申請を行っていない方はお早めに申請してください。

問 町民課 保険年金係

内線 284

平成27年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、急速な少子高齢社会に対応し制度の安定を図るため、平成17年度から29年度までの間、年度ごとに引き上げられることとなっています。

これにより、27年度の保険料は、340円引き上げられ1万5千590円となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなる、また、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

問 青年年金事務所 ☎0428(30)3410

国民健康保険税の軽減などを見直します

問 町民課 保険年金係 内線 285

保険税の賦課限度額が引き上げられます

所得の高い人でも、国保税の負担は、賦課限度額までとなっているため、所得に応じた保険税の納付となるように賦課限度額が引き上げられます。これにより中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定となります。

保険税の賦課限度額の見直し	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
改正前	51万円	16万円	14万円
改正後	52万円(+1万円)	17万円(+1万円)	16万円(+2万円)

所得の低い方の保険税軽減措置を拡充します

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合は、保険税の均等割額が所得に応じて7割、5割、2割軽減されます。この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、保険税が軽減される方が拡大します。

《5割軽減の拡大》

これまで → 基準額 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数以下の所得
 夫婦2人、小1人で夫の給与収入のみで約178万円以下

改正後 → 基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数以下の所得
 夫婦2人、小1人で夫の給与収入のみで約184万円以下

《2割軽減の拡大》

これまで → 基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数以下の所得
 夫婦2人、小1人で夫の給与収入のみで約266万円以下

改正後 → 基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数以下の所得
 夫婦2人、小1人で夫の給与収入のみで約275万円以下